

議案第 53 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項中「平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。」を「平成 25 年法律第 27 号」に改め、同表 16 の 2 の項から 16 の 4 の項までを削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの交付手数料等に係る規定を削るほか、所要の規定整備をする必要がある。